

第 4 回

熊本県議会

# 文教治安常任委員会会議記録

平成22年9月9日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成22年9月9日(木曜日)

午前10時42分開議

午前11時0分閉会

首席監察官 中野洋信

参事官兼警務課長 池部正剛

総務課長 吹原直也

本日の会議に付した事件

議案第8号 専決処分の報告及び承認について

議案第9号 専決処分の報告及び承認について

報告第4号 専決処分の報告について

事務局職員出席者

議事課主幹 濱田浩史

政務調査課主幹 木村和子

午前10時42分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから、第4回文教治安常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、教育委員会、警察本部の順で、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、説明等を行われる際は、着席のままです。

それでは、教育委員会から説明をお願いします。

出席委員（8人）

委員長 守田憲史

副委員長 船田公子

委員 山本秀久

委員 倉重剛

委員 松村昭

委員 竹口博己

委員 平野みどり

委員 早田順一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山本隆生

教育次長 岡村範明

教育次長 岩瀬弘一

教育次長 阿南誠一郎

教育政策課長 松永正男

高校教育課長 瀬口春一

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 山本國雄

警察本部

本部長 中尾克彦

警務部長 金高弘典

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。今回2つの議案を提出しております。資料の1ページから3ページまでが第8号議案、資料の5ページから8ページまでが第9号議案となっております。いずれも、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に係るもので、第8号議案は資料の2ページから3ページ記載の、14名の債務者に係る専決処分、第9号議案は資料の6ページから8ページに記載の、29名の債務者に係る専決処分でございます。この2つの専決処分について、本臨時議会において報告し、承認をお願いします。

それでは、両議案に共通しますので、専決

処分に至った経緯及び理由につきまして、別添の参考資料により説明させていただきたいと思っております。別添の参考資料をごらんいただきたいと思っております。

当課では、ふえ続ける育英資金返還金の未収金対策の一つとして、長期滞納者に対する法的措置に着手しまして、1の支払督促申立の状況にありますように、これまでに177件の申し立てを行っております。

これらの支払い督促に対しまして、2の支払督促に対する異議申し立ての状況にありますように、9月7日現在で40件、43名の異議申し立てがなされております。

異議申し立てのほとんどは、一括返済を求める支払い督促に対しまして、分割払いを求めるという内容となっております。

民事訴訟法では、資料の破線の四角囲みのところに条文を記載しておりますけれども、債務者から支払い督促に対する異議の申し立てがあったときは、支払い督促の申し立てのときに訴えの提起があったものとみなすとされております。

訴えの提起は、地方自治法第96条の規定により県議会の承認が必要な議決事項になりますが、この民事訴訟法の規定により、債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へと移行し、議会で御審議いただく時間がないため、これらの案件の処理は地方自治法の規定によりまして知事の専決処分により行いました。

以上が、専決処分を行った経緯及び理由でございます。

なお、引き続き3の平成22年度滞納繰越分の返還状況について御説明させていただきます。

平成22年度の滞納繰越分というのは、平成21年度までの未収金の累積額でございますが、本年8月末の収納状況を前年の同期の実績と比較してみますと、表のとおり前年は約420万円に対しまして、本年は既に約2,500万円を収納しております。収納率も、前年は6.

7%でございましたが、本年は28.4%と、21.7ポイントの大幅アップとなっております。これは、既に前年度の最終収納額並びに収納率を大きく上回っております、一定の成果が上がっているところでございますけれども、今後とも未収金の解消に向け全力を挙げて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○守田憲史委員長 引き続き、警察本部から説明をお願いします。

○中野首席監察官 報告第4号の専決処分の報告について、御説明いたします。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関する物件交通事故10件であります。10件のうち9件が、警察官を第一当事者とする交通事故です。

その9件の事故原因をみてみますと、安全不確認によるもの、違反車両の追跡中や、後退時の安全確認不十分のため、他の車両に衝突したものです。残余の1件につきましては、相手方に事故原因があるものです。

なお、以上10件の交通事故につきましては、いずれも対物賠償保険の補償範囲内の交通事故であるため、県からの新たな出費はございません。

県警察におきましては、公用車の交通事故を防止するため、各所属においては後退時の確実な誘導、相勤者と連携を図った安全運転、運転技能向上を目的とした自動車教習所における運転実技訓練、再発防止に向けた事件事例に対するグループ検討会、運行前の点検・整備、職員の体調の把握などを実施しております。また本部におきましては、注意喚起を促すために、事件事例を掲載した文書の定期的発出、事故当事者を招致した交通事故の原因、再発防止対策検討会の実施、運転免

許センターにおける運転シミュレーターを使用している危機意識の醸成、基本を再確認するための指導員の同乗指導、運転技能向上に向けた訓練等々を行って、交通事故の実態に応じた各種事故防止対策を講じておるところであります。

今後とも、職員による公用車の交通事故の絶無を図るため、さらなる指導・教養を徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○守田憲史委員長 以上で、執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、今回の委員会は本会議を休憩しての委員会でありますので、審議を効率的に進めるため、質疑応答は付託議案に関するものみに限らせていただきます。その他についても、議案に絞らせていただきます。

質疑はありませんか。

○早田順一委員 警察の方にちょっとお尋ねしますけれども、この事故の件数ですけれども、この件数というのは何かちょっと多いような気がするんですが、実際データ的にはどうなんですか。

○中野監察官 ここ2年間の状況を説明いたしますと、20年が73件、21年が76件、本年8月末現在が49件ということであります。

それから九州各県の交通事故の発生状況、事故の第一当事者が各県の保有台数に占める事故率ということを見ますと、本県が3.6%、福岡県が9.6%、大分県が6.9%、沖縄県が6.6%、長崎県が5.8%ということで、九州で6番目の発生状況であります。

○早田順一委員 九州の中では事故が低い方だということですが、先ほど、保険で賄われるから県の出費はないとおっしゃいま

したけれども、たしか3年前——、何年前だったですかね、私が最初に文治に来たときに、高級車の中古販売店か何かに突っ込んだんですよね。あのときに額が太かったから、保険料があつたときにたしか上げられたと思いますけれども、実際に3年前からすれば、恐らく県の出費というのはその保険額で出ているかと思えます。そういった意味を考えると、九州全体では低いかもかもしれませんが、もう少し、先ほど改善点も申されましたけれども、なるべく事故がないように御努力をよろしく願い申し上げます。

○平野みどり委員 教育委員会に、お尋ねいたします。

育英資金の返還状況ですが、今回、支払い督促、昨年に対して収納額がふえたというふうなことで、例年に比べて昨年一生懸命、特に力を入れて支払い督促をされたということなのか、経済状況がこういう厳しい中でふえたという結果が出たのが、どういうことなのかということ。

それと、この異議申し立てをされた方々のその理由、それと近年が多いのか、それともかなり昔なので借りた意識も十分ないとか、そういうことなのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○瀬口高校教育課長 今、成果が出ているという要因でございまして、まず本課の体制づくりを本年度は、非常勤職員も含めまして、職員3名とプラス非常勤職員9名という形で、修学支援係を設けて、専門的にこれに専念し、回収率のアップを図っているという努力をしております。

それから業務の内容改善につきましても、これまでいろいろ、督促状況は電話、訪問、文書、いろいろやっておりますけれども、今年度から一番接触率が高い電話の方に集中して、電話でまず督促をするという形を中心的

にやっております。それで債務者との接触をたくさん図っているということで、そういう形で効率が上がっていると思います。

それともう一つが、現在のその法的整理への着手ということで、もう何回も何回も催促するにもかかわらず返還が行われない方々につきましては、次回は法的措置に入りますよという予告を電話でもしております、それに対して、そこまでいくなればという形で、返還していただける方がたくさんおられます。そういう形で、これまでの収納率が昨年に比べて大幅にアップしたということがございます。

それからもう1点でございますが、この方々の滞納の理由でございますが、理由としては幾つか考えられますが、現在、非常に経済状況も厳しくなっております、返済奨励学生がきちんとした定職につけていない方々もおられます。まだアルバイトをしているという状況の方々もおられますが、それも加えまして、返還が始まったにもかかわらず1回も返還をしない方々がございます。こちらから連絡をとろうにしても連絡がとれないという形で、こちらに連絡をしてこない。全くそういう状況の方々もおられます、そのような方が非常に多うございますが、そういう返還意識の希薄さというんですか、最近のそういう状況がこの理由の一つに考えられるというふうに思います。

あとは、その浅い方なのか古い方なのかということに関しましては、その参考資料にも示してありますように、10年以上が14件と書いてありますけれども、これは非常に長い期間滞納しておいて、途中で一部返還をしておりますので時効は成立しておりませんが、一番多いのは2～3年から4～5年、1年未満から3年、4～5年というようなところの方々が、ここの数に上がっております。

○平野みどり委員 ちょっと聞きたかったの

は、この異議申し立てをされた方たちですよ。この人たちはどこら辺なのかという——督促をされたのが、この表ですよ。そして、その中で新たに、こちらの方から法的措置に入るといって異議申し立てをした。

○瀬口高校教育課長 異議申し立てをされた方々も、上の督促申し立ての状況と大体同じような比率でございます。数的には、そのような数で上がってきております。

○平野みどり委員 理由は、やはり経済的に厳しくて払えないということなのですか。

○瀬口高校教育課長 異議申し立ての内容を先ほども申し上げましたけれども、分割払いを希望するという、異議申立書の中にそういう選択肢がございまして、それを選択して月々幾らぐらいを支払いたいというような文言が書かれております。理由としては、今申し上げましたように、定職にまだついていないからとか、経済状況がまだ安定してないからとかいう理由もございまして、一概にそれがすべてだとは言えません。

○平野みどり委員 済みません、システムがよくわからなくて。では、その異議申し立ての方たちは分割で、これぐらいだったら払えますけれどもというふうに言っているということですね。

○瀬口高校教育課長 全員がそうではありません。

○平野みどり委員 全員がそうではない。そして、その方たちは法的訴訟には入っていないんですか。その額では県教委としてはちょっと厳しいというような形で訴訟になるということですか。

○瀬口高校教育課長 大体、奨学金の返済が始まるときに約定を取り交わしまして、計画的にこれから幾らずつ支払いますという計画を立てていただきます。それに従って払っていただくわけですが、それに従っていない方でございますので、その方々に対して支払い督促の申し立てを行ったわけです。したがって、大体は分割払いをしていただくのが当然なわけでございます、その当然のことがなされていない方々でございますので、支払い督促申し立て、法的な措置に入ったわけです。こちら側が電話とか文書とかでやっても、なかなか応じてくれないものですから、裁判所の力をかりてということでございます。

○平野みどり委員 では、最初に取り交わした分割の額は、もうそれ以後は変えられないということで、訴訟という形というわけですね。経済的な状況で、そこら辺も少しまた弾力的にできるのかなと思ったものですから。

○瀬口高校教育課長 一応、法的措置に入りまして、その後のことについてでございますが、一応、裁判所の方から結論をいただきまして、その結論をこちらの方で——、どういう結論かという、債務名義がこちらの方に取得できるものですから、それをもとに、あとは個別に、その分割払いの方でいきますかということは、個別に対応させていただきたいということでありまして。

○守田憲史委員長 よろしいですか。

○平野みどり委員 はい。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、これで質疑を

終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第8号及び第9号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第8号及び第9号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号及び9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、陳情書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午前11時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長